

箕面市告示第267号

北部大阪都市計画生産緑地地区を次のとおり変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該都市計画の案については、公衆の縦覧に供するので、箕面市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、箕面市に意見書を提出することができる。

令和5年10月27日

箕面市長 上 島 一 彦



- 1 都市計画の種類  
北部大阪都市計画生産緑地地区（箕面市決定）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
（区域変更する区域）  
箕面市牧落3丁目、牧落4丁目、新稲5丁目、稲1丁目、萱野1丁目、西宿2丁目、今宮3丁目、白島1丁目、坊島2丁目、坊島4丁目、粟生間谷東5丁目、粟生間谷東6丁目、粟生間谷西7丁目、小野原西2丁目、小野原西5丁目地内  
（廃止する区域）  
箕面市箕面5丁目地内、牧落3丁目、桜1丁目、桜3丁目、半町1丁目、半町2丁目、瀬川2丁目、新稲3丁目、稲2丁目、稲5丁目、稲6丁目、今宮2丁目、今宮3丁目、今宮4丁目、石丸2丁目、坊島4丁目、小野原西5丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
  - （1） 縦覧場所  
箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市みどりまちづくり部公園緑地室（箕面市役所別館5階）
  - （2） 縦覧期間  
令和5年10月27日から令和5年11月9日まで（箕面市の休日を定める条例（平成2年箕面市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前8時45分から午後5時15分まで
- 4 意見書の提出先  
箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市みどりまちづくり部公園緑地室（箕面市役所別館5階）